

令和7年

第3回柳泉園組合議会定例会議録

令和7年8月27日開会

柳泉園組合議会

令和 7 年第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・柳泉園組合・東村山市加入協議会について	8
・一般質問	1 0
・議案第 19 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 6
・令和 7 年度柳泉園組合行政視察（案）について	3 0
○閉 会	3 1

令和7年第3回
柳泉園組合議会定例会会議録

令和7年8月27日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 柳泉園組合・東村山市加入協議会について
6. 一般質問
7. 議案第19号 令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
8. 令和7年度柳泉園組合行政視察（案）について

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 関 根 光 浩
3番 村 山 順次郎	4番 小 林 たつや
5番 保 谷 なおみ	6番 大 林 光 昭
7番 原 かずひろ	8番 斎 藤 まさひろ
9番 松 本 潤	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	瀧 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	弓 削 丈 士
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	関 知 紀
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 譲
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（当麻一哉） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めております。

○議長（当麻一哉） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月20日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。去る8月20日、代表者会議が開催されまして、令和7年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和7年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面の配付をもっての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、柳泉園組合・東村山市加入協議会について」説明を求め、質疑をお受けいたします。

次に、「日程第6、一般質問」を行います。期限までに3名の方が通告されております。

次に、議案審議に入り、「日程第7、議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、採決いたします。

最後に、「日程第8、令和7年度柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質疑をお受けいたします。

以上で本日予定されている日程が全て終了となり、令和7年第3回定例会を閉会といたします。

以上が代表者会議での第3回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（当麻一哉） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第9番、松本潤議員、第2番、関根光浩議員、以上のお二方にお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当麻一哉） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） おはようございます。令和7年柳泉園組合議会第3回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも、第3回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様方におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告として、令和7年5月から令和7年7月までの主な事務事業につきまして御報告をさせていただきます。また、日程第5として、柳泉園組合・東村山市加入協議会について、この間の調整の結果について御報告をさせていただきます。そして、御案内のとおり、補正予算として1件の議案を御提案させていただいております。それぞれよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではございますけれども、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和7年5月から令和7年7月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、総務関係、庶務について、事務の状況につきまして、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

周辺自治会の皆様には、柳泉園組合の事務事業などを報告するために、毎年度、春と秋に定期協議会を開催しております。5月8日に東久留米市側及び東村山市側の自治会と開催し、当日は4月21日にごみの広域処理に向けた申入れ手交式を実施したことなどから、周辺自治会の皆様へ東村山市長より直接御説明がございました。6月20日、令和8年度から令和12年度までの厚生施設の指定管理者選定の協議をするため、第1回公の施設の指定管理者候補者選定委員会を開催しております。6月23日、東村山市とのごみの広域処理に向けた協議の場の設定の準備のため、第1回柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会及び同幹事会を開催いたしました。7月15日、第2回検討準備協議会幹事会を開催しております。7月31日、第2回検討準備協議会を開催させていただきました。

3ページ、監査については、7月30日に財務監査及び例月出納検査を行ってございます。

4ページ、ごみ及び資源物の搬入状況について。

関係市のごみの搬入量等は、表4-1から9ページの表6までに記載のとおりでござい

ますが、昨年同期と比較し、特に目立った増減はございませんでした。

なお、5ページ、表4-2に記載しております他市の欄につきましては、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震に伴う石川県輪島市・珠洲市で発生した災害廃棄物として、今期におきましては8トンの受入れを行っております。

少し飛びまして、10ページ、施設の稼動状況についてでございます。

柳泉園クリーンポートについてですが、今期におきましても定期的な測定調査、補修工事等を全て実施し、問題なく処理をしてございます。なお、7月30日（水曜日）午後3時45分頃、ごみピット内で火災が発生いたしました。詳細につきましては、後ほど担当課長より説明をさせていただきます。

11ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計1万6,444トンで、昨年同期と比較し673トン、4.0%の減少となっております。

表8、ばい煙測定結果から13ページの表11、下水道放流水測定結果までの各種測定結果におきましては、測定項目全てが基準に適合してございます。

14ページ、不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。5月31日（土曜日）午前1時頃、不燃・粗大ごみ処理施設小型家電置場におきまして火災が発生いたしました。詳細は後ほど担当課長より説明させていただきます。また、6月にバグフィルター清掃及び電気設備火災復旧補修を実施させていただいております。

表12、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は2,032トンで、昨年同期と比較し69トン、3.3%の減少となっております。

リサイクルセンターにつきましては、今期におきましても故障等もなく、順調に稼動しております。

表13、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,169トンで、昨年同期と比較し35トン、2.1%の減少となっております。

15ページ、最終処分場につきまして、表14を御参照ください。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,809トン、昨年同期と比較し59トン、3.2%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、石川県輪島市・珠洲市の広域支援分も含んでございます。

不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガ

ス化溶融により燃料ガスや路盤材として再利用をしてございます。表15に記載のとおりでございます。

16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表16-1から表16-3までを併せて御参照ください。

し尿の搬入状況でございますが、し尿の総搬入量は151キロリットルで、昨年同期と比較し33キロリットル、17.9%の減少となっております。

17ページ、施設の稼動状況についてでございますが、今期も故障等もなく、順調に稼動してございます。

表17の下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合してございます。

18ページ、施設管理関係でございます。

厚生施設について。

表18-1から19ページ、表18-3を併せて御参照ください。

施設の利用状況につきましては、各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、室内プールが3,800人、16.4%の増加、テニスコートが192回、11.5%の減少となっております。他の施設におきましてはほぼ横ばいの数値となってございます。

施設の収入状況についてでございますが、表19に記載のとおりでございます。

最後に、20ページ、施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び表21に記載してございます。いずれにおきましても水質基準に適合してございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（近藤修一） それでは、5月31日に発生いたしました不燃・粗大ごみ処理施設の火災について報告をいたします。

行政報告資料の15ページ、「不燃・粗大ごみ処理施設の火災について」と題した資料を御覧ください。

まず、1、発生日時は5月31日（土曜日）午前1時頃でございます。

2、発生場所は、不燃・粗大ごみ処理施設の小型家電の一時保管場所で火災が発生いたしました。

次に、3、経過報告でございます。火災発生後、直ちに通報し、消防機関の消火活動により午前3時30分に鎮火確認されております。その後の消防機関の火災調査の結果、火

災の原因物の発見には至りませんでしたが、小型家電に内蔵された二次電池が原因と推測されております。当組合でも監視カメラの記録を確認したところ、解体できない小型家電を詰めたフレコンバッグから発火していることが確認されております。

続きまして、4、この火災による被災状況でございます。幸いにも人的被害はなく、施設の損傷も軽微であったため、搬入や処理に影響は生じておりません。損傷した設備は、可燃性粗大ごみ切断機とビデオテープ破碎機の分電盤、一時保管場所の建屋、不燃ごみ直投口の監視カメラ、井水配管、清掃用エアコンプレッサー等となっております。既に補修が終わっているものもございますが、計画的に補修を実施してまいります。

次に、5、防止対策でございます。発災以降に搬入された解体できない小型家電は、発災時の延焼防止のため、ドラム缶に詰めて蓋をした状態で延焼しにくい場所に一時保管しております。また、発火した際に早期に効果的な初期消火を可能とするため、散水栓の増設を計画しております。なお、今回の原因となった解体できない小型家電につきましては、市民の皆様が適切に分別して排出されたものでございますが、いまだに不燃ごみへの混入が多い状況ですので、引き続き分別排出の徹底を啓発してまいります。

火災の報告は以上でございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、行政報告資料の17ページ、「クリーンポート（焼却施設）の火災について」を御覧ください。

7月30日（水曜日）午後3時45分頃、クリーンポートごみピット内で火災が発生いたしました。

中央制御室でごみピット内での火災を発見し、直ちに放水銃及び消火栓による初期消火をするとともに、消防機関への通報を行いました。消防機関が到着した時点で消火されていましたことから、鎮圧が確認され、その後、鎮火が確認されております。現場検証の結果、火災原因物は発見されませんでしたが、施設内のカメラ映像で炎を確認したため、火災断定とされております。

この火災による人的被害及び設備等の損傷はなく、ごみの搬入にも影響はございませんでした。

防止対策といたしまして、分別の協力について、当組合ホームページに掲載、及び今後発行の広報紙にも掲載を予定しております。また、関係市に対しホームページ及び市報への掲載を依頼し、事業者に対しましても分別徹底を通知したところでございます。

クリーンポート火災の報告は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第5、柳泉園組合・東村山市加入協議会について」を議題といたします。

本件について事務局より説明いたします。

○総務課長（米持譲） それでは、柳泉園組合・東村山市加入協議会について御説明申し上げます。

1、経緯でございます。

昨年度開催いたしました柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会の「ごみの広域処理は可能」という協議結果報告を受け、東村山市は「単独によるごみ焼却施設の整備を留保すること」、「既存ごみ焼却施設の適正な維持補修を継続すること」、「柳泉園組合とのごみの広域処理に向けて、申入れを行うこと」の方針を決定し、この方針の下、令和7年4月21日に柳泉園組合への東村山市加入について協議の場の設定の申入れが行われました。このことから、5月8日に柳泉園組合周辺自治会協議会令和7年度第1回定期協議会を開催し、東村山市、渡部市長より、この申入れについて経緯を含め御説明いただき、全ての自治会から御理解をいただいたことから、副管理者である瀧谷清瀬市長及び池澤西東京市長の了承の下、5月13日に申入れに対して受諾回答をいたしました。関係市及び柳泉園組合にて東村山市加入について協議の場を設定するため、柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会を設置し、準備を進め、このたび東村山市との協議の準備が整い、東村山市へ通知をいたしましたことから、柳泉園組合議会議員の皆様へ御報告させていただくものでございます。なお、周辺自治会の皆様へは「準備が整い、協議会を設置し東村山市との協議を進めていく」旨の御説明に伺い、全自治会へ御報告いたしましたことを申し添えさせていただきます。

次に、2、柳泉園組合・東村山市加入協議会でございます。

（1）協議の進め方につきましては、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱を策定

し、令和7年10月1日より施行を予定し、協議会及び幹事会を設け、東村山市を含む関係者全員で協議を進めてまいります。

続いて、（2）委員構成については、アの協議会は、組合の管理者、関係市長及び東村山市長でございます。イの幹事会については、組合の助役、関係市の副市長、関係市の清掃担当部長、東村山市の副市長及び東村山市の清掃担当部長でございます。

続いて、3、協議項目につきましては、（1）柳泉園組合既存施設に関する事項として、ア、周辺環境への影響、イ、柳泉園クリーンポートへの影響の2点、（2）柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項として、ア、新施設整備事業との調整、イ、国や東京都の方針との整合の2点、（3）東村山市加入に伴う諸課題として、ア、加入時負担金と単年度負担金、イ、補助金活用と財政計画、ウ、規約変更についての3点でございます。

最後に、4、添付資料として3点を添えております。1点目は令和7年4月21日付、ごみの広域処理に向けた申入れについて（依頼）、2点目は令和7年5月13日付、ごみの広域処理に向けた申入れについて（回答）、3点目は令和7年8月20日付、柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置について（回答）でございます。

添付資料について、内容を御説明いたします。

添付資料1及び2につきましては、申入れ書とその回答文となりますので、内容は記載のとおりでございます。

添付資料3「柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置について（回答）」の資料を御覧ください。こちらは、協議の場の準備が整った旨を東村山市へ通知するものとなります。

1の柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱についてでは、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱（案）にのっとり加入協議を進めさせていただくこと、要綱が正式に制定されたら改めて御連絡することを記載しております。

2の柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目についてでは、協議項目のとおりとすることを記載していること、また、加入協議の中で東村山市の燃やせるごみを一定期間搬入、処理を行う実証実験の実施予定についても記載しております。

3の加入協議による費用負担についてでは、東村山市との協議により生じることが見込まれる経費については東村山市へ負担をお願いする旨を記載しております。

本協議においては、柳泉園組合議会や各市議会、そして、当組合の周辺自治会及び関係市の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であり、情報提供や説明につきましては適宜丁寧に行ってまいり、建設的な協議を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で説明が終わりました。

これより柳泉園組合・東村山市加入協議会についてに対する質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって柳泉園組合・東村山市加入協議会についてに対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 続きまして、「日程第6、一般質問」を行います。

所定の期日までに通告された方は3名でございます。

申合せにより、一般質問の制限時間は答弁の時間を含めて30分以内といたします。また、質問は自席にてお願ひをいたします。

それでは、大林光昭議員の一般質問を行います。

○6番（大林光昭） それでは、まず、議長、また、関係者の皆様におかれましては、一般質問の許可をいただきましてありがとうございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1点目、ごみの広域処理について伺います。先ほど柳泉園組合・東村山市加入協議会についての報告をいただきました。昨年4月に東村山市よりごみの広域処理の可能性についての協議の申入れがあり、以降、協議が重ねられてきたと承知をしております。そこで、改めてこれまでの経緯、経過についてお示しください。先ほどの報告によると、5月13日の受諾回答を受け、検討準備協議会において、広域化に向けた今後の協議の進め方、協議項目など、協議のための準備が進められ、今後は柳泉園組合・東村山市加入協議会で設置要綱に基づいて協議を進めるとのことでありました。そこで、今後の協議の進め方と組合議会、関係市の議会の役割、協議の進捗状況の報告の在り方や議会の意見の反映などについて、協議会の会長となる管理者のお考えをお聞かせください。

2点目、清柳園の跡地活用について伺います。清柳園については、昭和45年4月に当時の清瀬町が柳泉園組合に加入する際、柳泉園組合へ移管することとされ、所定の手続を経て平成12年11月に所有権移転登記が完了。現在は焼却施設の解体工事が進められ、令和8年度中に敷地整地工事を終える予定と承知をしております。本年第1回定例会において、昨年、清瀬市から跡地についての活用の申出があり、本年度、事務連絡協議会を通

して具体的な協議を進めていくとのことでありました。この間の事務連絡協議会での協議状況をお示しください。また、今後の協議の進め方と、同じく組合議会の役割、協議の進捗状況の報告や、議会の意見の反映などについて、管理者のお考えをお聞かせください。

以上2点について御答弁を求めます。

○総務課長（米持譲） それでは、1点目のごみの広域処理について、これまでの検討経過、今後の検討プロセスと関係市の役割につきまして答弁させていただきます。これまでの検討経過につきましては、令和6年4月11日、東村山市より、柳泉園組合と東村山市におけるごみの広域処理の可能性について、協議の場の設定の申入れがあり、当組合において柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会を設置し、関係市及び東村山市の副市長、柳泉園組合助役により、令和6年度、全3回にわたりごみの広域処理の可能性について協議したところでございます。結果報告につきましては、ごみ処理の現状等において、関係市と東村山市とで大きな差はないこと、関係市と東村山市との4市での施設整備により、国及び東京都の方向性との整合性が図れる施設建設が可能であること、柳泉園クリーンポートにおいても、その施設の焼却処理能力により、東村山市の可燃ごみの将来的な受入れが可能であること、柳泉園組合が受け入れる搬入車両台数においては、東村山市の分を加えても柳泉園組合ピーク時と比較し少なく、周辺道路への影響はないことにより、柳泉園組合と東村山市のごみの広域処理は可能であるという結論に至ったことから、令和7年4月2日に協議結果報告書により東村山市に報告を行ったところでございます。その後、令和7年4月21日にごみの広域処理に向けた東村山市加入について協議の場の設定をすることの申入れをされたことから、周辺自治会の了承の下、5月13日に申入れについて受諾回答をしたところでございます。受諾回答以降、関係市及び柳泉園組合において、東村山市加入について協議の場を設定するため、関係市の副市長及び柳泉園組合助役による柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会を設置し、全3回にわたり協議をしたところでございます。先ほど「日程第5、柳泉園組合・東村山市加入協議会について」御報告させていただいたところでございますが、今後の検討プロセスにつきましては、協議項目の詳細を柳泉園組合・東村山市加入協議会において協議していくものでございます。組合議員の皆様及び各市議会議員の皆様の関わり、役割といたしましては、加入協議を行う過程で、組合議員の皆様にはしかるべきところで組合議会を通して協議状況等を報告させていただくことから、各市議会へは組合議員の皆様から御報告をお願いするところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園の跡地活用についてこれまでの検討経過について答弁させていただきます。清柳園の焼却処理施設は昭和43年に清瀬市によって建設されまして、昭和45年に柳泉園組合に加入したことにより、柳泉園組合に移管されました。しかし、昭和60年の廃炉後も財政的な理由から解体が進められない状況が続いていました。令和元年台風19号で電気集じん機が倒壊しそうになったことを契機に施設の老朽化が判明し、周辺環境への安全を最優先に、焼却施設解体事業のロードマップと財源確保のための基金積立計画を策定しました。令和3年度から、実施設計と並行しまして、清柳園敷地の跡地活用について関係市との事務連絡協議会で協議を開始しました。協議の中では、柳泉園組合事業の性質や地理的な問題により、柳泉園組合が跡地を活用することは難しいとの見解が示され、関係市の活用か、売却するかの議論がされてきました。そういった経緯の中で、管理者会議では清瀬市より、清柳園の歴史的な経緯や所在地を考慮し、地元である清瀬市が有効活用することが最善であるとの申出がありました。これにより、令和7年第1回柳泉園組合議会定例会における令和7年度の施政方針で、清瀬市からの申出を前提に協議を進めていくことを示しました。今後の検討プロセスと関係市の役割などについては、清瀬市からの申出に対して、今後、事務連絡協議会、管理者会議において協議を進めてまいります。また、今後のプロセスにおきましては、柳泉園組合内部での決定をもって完結するものではありません。関係市との事務連絡協議会、管理者会議での協議を経た上で、組合議会にも検討経過は整理し、報告させていただきます。

以上、説明を終わります。

○6番（大林光昭） 御答弁をいただきました。ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、今の御答弁ですと、ごみの広域処理の可能性の協議については、これは、東村山市の可燃ごみの将来的な受入れが可能という結論だったという御答弁がありました。ですので、加入協議会でこれから議論をされていくわけでありますけれども、これは可燃ごみのみを対象に協議を進めていくという認識でよいのか。これは今後、負担金であるとか、新施設整備事業についても議論がなされるということではありますけれども、そういう前提で議論がなされていくという認識でよいのかをお聞かせください。

それから、2点目ですけれども、時期であります。東村山市長は市議会におきまして、東村山市のごみ焼却施設の老朽化を踏まえると、今後、相当のスピード感を持って検討を進めることが重要とおっしゃっております。広域化可能性協議会の結果報告書においては、

柳泉園クリーンポートでの焼却処理量と処理可能量、これを比較すると、令和10年度から受入れが可能だと、このように報告がなされていると承知をしています。これから協議が始まっていくわけでありますけれども、柳泉園組合におきましても一般廃棄物処理基本計画の見直し、これがあります。それから、先ほど申し上げた新施設整備事業、これも行われていくと。本年3月に構想が示されているという状況でありますので、現段階で構いませんので、結論を出す時期のめどについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目であります、加入協議会での協議については、これはしかるべきところで柳泉園組合議会に状況を報告するという御答弁をいただきましたけれども、しかるべきところというのはどのような考え方なのか、どういう時期をもってしかるべきとおっしゃっているのか、また、協議の結果、東村山市が加入をするということになった場合、どのような手続を想定しておられるのか、関係市議会の役割も含めてお聞かせいただきたいと思います。

それから、清柳園についてであります。これも、経緯については丁寧に御説明をいただきましてありがとうございます。これまでもそうですが、今後についても事務連絡協議会で協議をしていくということになりました。事務連絡協議会というのはどういうものなのか、どのような方が構成員となっていて、どのような頻度で開催をされているものなのか。また、いわゆる清柳園について議論をするという場なのか、あるいはまた、様々な事務連絡について協議をしているということなのか、その辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。それから、先ほどの御答弁ですと、我々のというところでどういったタイミングで御報告があるのか、我々の意見をどのタイミングで聞いていただけて、どのように反映をされていくのか、また、関係市の市議会に対してどのような報告がなされるのかということが少し分かりづらかったものですから、改めて明確にお答えをいただきたいと思います。

○総務課長（米持譲） それでは、再質問の答弁をさせていただきます。

加入協議会においては、可燃ごみのみを対象に協議を進めるという認識でよいか、負担金や新施設整備事業についても同様の認識でよいかとの質問につきまして答弁させていただきます。こちらは、議員御認識のとおり、燃やせるごみのみでございます。そのため、加入協議会におきましては、負担金、新施設整備事業を含め、燃やせるごみを対象に協議を進めるものでございます。

次に、柳泉園組合・東村山市加入協議会における現段階での結論を出す時期のめどの質

問について答弁させていただきます。加入協議会の設置は本年10月1日に予定してございます。加入協議会の中で結論を出す時期は判断されるものと考えております。そのため、現段階におきましては未定ではございますが、ごみ処理広域化可能性協議会報告による受入時期、また、令和9年度からの一般廃棄物処理基本計画の見直し、及び新清掃施設整備基本計画の策定が予定されておりますので、これらを踏まえ加入協議会において検討がなされるものと考えております。

加入協議会での協議について、組合議会への報告状況の基本的な考え方の質問につきまして答弁させていただきます。柳泉園組合議員の皆様へは適宜報告させていただきます。加入協議会での協議結果、加入となった場合の手続想定についての質問につきまして答弁させていただきます。加入の合意形成が整いました以降につきましては、柳泉園組合規約の変更に伴う許可権者である東京都との連絡調整を行いまして、規約改正案の作成、規約改正スケジュールの確認及び申請書類の確認などを行うこととなります。その後につきましては、東村山市の加入に伴い、柳泉園組合を組織する地方公共団体の数が増となりますので、地方自治法第290条の規定に基づき、関係市の議会の議決を経ることとなります。関係市において議決がなされましたら、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係市の長の連名で協議書を作成し、東京都知事へ許可申請を行いまして許可を得るものでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、まず、事務連絡協議会の開催数ですが、基本的には、年4回の定例会がございますように、定例会の案件、議題とかを含めまして、事務連絡協議会には清掃担当部長、課長が出席して、それで、柳泉園組合議会定例会における議題についての審議とか、協議をしてまいります。それ以外にもまた、いろいろ様々な柳泉園組合の運営事業に係る課題が入った場合には、それとは別に開催する場合もありますけれども、スタンス的には定例会開催前に、年4回、事務連絡協議会というものを設けております。その中で我々は、清瀬市の跡地活用の意向が示された段階であるものですから、具体的な手続はまだ開始されていません。当然ながら、公有財産である土地を処分する際には、関係法令に基づいた適切な手続も必要になります。このプロセスにおいても、組合議会の皆様の御理解と御協力は不可欠と考えております。今後どのようなプロセスで進めていくべきかについても、まずは事務連絡協議会等で十分に検討してまいります。検討には時間を要しますが、進捗状況については、事務連絡協議会、そして、管理者会議での協議を経るごとに議会に御報告させていただき、手続に不備がないように対応してまいります。

す。

○ 6番（大林光昭） ありがとうございます。

広域化についてであります。対象となるごみであるとか、時期であるとかについて御答弁をいただきましたので、分かりました。また、関係市議会の議決が必要だということであります。しかるべきというところについては適宜というお言葉でいただきましたけれども、適宜ということですから、定例会もありますし、都度御報告をいただけすると、こういう理解をしておきたいと思いますので、我々としても当然、選出されてこの柳泉園組合議会に来ておりますので、市議会の皆様の御理解はきちんといただかなければいけないという認識をしておりますので、都度報告をしてまいりたいと思っておりますので、御報告をよろしくお願ひいたします。

それから、清柳園の活用でありますけれども、事務連絡協議会というのは、これは関係市の部長と課長だということであります。なので、これはもう一回確認をさせていただきたいのですけれども、関係市の部課長がこの売却の在り方について清瀬市と協議をしていくと、今までの御答弁だとそういうことになるのだと思いますが、そのような理解でよろしいのか、お聞かせください。

○施設管理課長（濱田伸陽） まずは、事務連絡協議会でのいわゆる協議でありますけれども、当然、跡地活用といいますか、我々は今、清瀬市からの申出を受けて協議を進めていくという場合になりますので、まさに事務連絡協議会の中での協議を行っていきまして、管理者会議での報告をさせていただきながら、管理者会議でも協議、検討がなされていくというプロセスになるかと思います。

○ 6番（大林光昭） ありがとうございます。関係市の部課長が清瀬市と協議をしていくということになるのだということが分かりました。ということは、それぞれの市議会において担当部課長に聞いていくということになるのだろうなと理解はしておきます。これについては、やはり、しかるべき時期にしっかりと協議をどういう場でどのように行っていくのか、そこがどのように柳泉園組合議会の声を聞いていくのかということについては、これはまたおいおい議論をさせていただきたいと思っております。当然、売却ということになれば、これは、購入をされる清瀬市がどのように維持をされるのかということはお考えになることだと思いますが、現段階においては柳泉園組合の所有ということになっているわけであります。当然、様々な活用ということも、一方では私は検討の余地があると思っています。例えば、先ほどの行政報告の中で、厚生施設の利用状況を見ますと、テニス

コートの利用率が非常に高いわけであります。清瀬市がもし購入された後に、そういった活用をされた上で、関係市に優先的に利用していただけるような配慮があるとすれば、これは、購入の在り方そのものについて、私は検討の余地があるのではないかとも思っております。様々な方策というものが現段階で考えられると私は考えておりますので、そうしたこととも含めて、ぜひ意見を申し上げ、また、議論をさせていただく場を今後改めてつくらせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議論の内容につきましては、また改めて、私たちも市議会に戻りまして御報告をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（当麻一哉） 以上をもって大林光昭議員の一般質問を終了します。

それでは、村山順次郎議員の一般質問を行います。

○3番（村山順次郎） 日本共産党の村山順次郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

東村山市との広域化協議について4点伺います。

1点目に、協議スケジュールについて伺います。前回の定例会における質疑では、柳泉園組合と関係市において協議事項を調整しており、協議開始の時期等を含めて、具体的なスケジュールについての御答弁がございませんでした。先ほどの御説明で一定スケジュールについては分かったところもございますが、改めてお伺いいたしたいと思います。具体的な協議のスケジュールについて、確認されたところがありましたら伺いたいと思います。

2点目、収集車の台数予測についてでございます。柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会が取りまとめた協議検討報告書によれば、東村山市の燃やせるごみを柳泉園組合で受入処理した場合、現在の柳泉園組合に燃やせるごみを搬入している収集車が1日当たり最大252台であるところ、最大で326台まで増加すると。同報告書では、収集車の搬入ピークとなっていた1991年（平成3年）当時と比べて、その台数が下回るので、周辺道路への影響はないということになっているかと思います。私は、これでは検討は不十分ではないかなと感じております。現在の交通量調査、及び東村山市の燃やせるごみを搬入する車両が柳泉園組合に対してどのようにアクセスをするのか、より詳細に検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

3点目は財政フレームについて伺います。柳泉園組合では現在、柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの建て替え更新などを行うため、計画の策定を予定しております。東村山市の柳泉園組合加入に向けて協議するにあたって、関係市

でそれらの施設の更新等を行った場合と比較できる財政フレームの作成が必須となると考えます。一般的に考えますと、東村山市が柳泉園組合に加入したとすると、ボリュームメリットが生じますから、総事業費は増加すると思いますけれども、関係市ごとの負担金の推移などで比較した場合は負担が軽減されるものとも思います。しかし、財政メリットの規模がどのくらいになるのか、どの程度になるのかということは分かりません。関係市で新しい施設を更新した場合と、東村山市が加入して関係市により新しい施設を建設する場合で、比較できる試算、財政フレームを作成するべきと考えますが、見解を伺います。

4点目は、東村山市長の表明に関連してでございます。東村山市長は6月2日の東村山市議会での所信表明で、これまでの一連の経過を述べた上で、また、本年3月に策定されました同組合、これは柳泉園組合のことですが、新清掃施設整備基本構想において、令和9年度から想定されております施設整備基本計画の検討へ当市も参加させていただき、将来的には新清掃施設において同組合が処理されると思われる燃やせるごみ以外についても広域処理をお願いできればと考えておりますと述べられました。前回の柳泉園組合議会定例会におきまして、私は、東村山市長が燃やせるごみ以外についても広域処理の可能性について言及したことは拙速であったと指摘をしております。柳泉園組合ではこれまで、東村山市の燃やせるごみを受け入れることは可能か、その可能性について検討し、今後始まる協議についても、周辺自治会の皆さんに対する説明でも、基本的には燃やせるごみの受け入れの可能性について検討、協議、説明をされてきたものと思います。その限りにおいて、このタイミングで燃やせるごみ以外について言及されるのは拙速であり、慎重さを欠くものと考えたからであります。私は、関係市の一般廃棄物を処理するために、柳泉園クリーンポートなどの施設を下里4丁目の組合敷地において更新することは妥当なものだと思っております。他の団体、他の施設では、周辺住民の皆さんの御理解が得られずに、現在地での施設更新がかなわない事例がございます。柳泉園組合が新清掃施設整備基本構想を取りまとめ、これを公表できたのも、周辺住民の皆さんの御理解と御協力があればこそであります。この点は強調しても強調し切れない大変大事なことだと感じております。しかし、東村山市の燃やせるごみ以外も含めた一般廃棄物の全てを下里4丁目にある柳泉園組合施設で処理することは、当然でもないし、当たり前のことでもなく、それ相応の議論が必要であると私は考えております。もし東村山市長の所信表明の当該部分を事前に把握されていたのであれば、少なくとも組合議会にはお知らせをいただくべきと考えますし、協議検討報告書に基づく協議に支障を来すものとして、それ相応の御対応をいただくべきものだ

ったと思います。一般質問の場面でございますので、改めて伺います。東村山市長による所信表明における燃やせるごみ以外についてもとの表明は事前に把握していなかったということでおろしいか、伺いたいと思います。

4点、お願ひいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、東村山市との広域化協議について、4点の質問につきまして答弁させていただきます。

まず、協議スケジュールでございます。柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会結果報告書において、ごみの広域処理は可能であるとの報告を受け、東村山市としては、単独によるごみ焼却施設の整備を留保すること、既存ごみ焼却施設の適正な維持補修を継続すること、柳泉園組合とのごみ処理の広域処理に向けて申入れを行うことの方針を決定したことから、去る4月21日に当組合管理者へ、東村山市加入について、協議の場の設定について申入れがございました。このことから、5月8日に柳泉園組合周辺自治会令和7年度第1回定期協議会を開催し、東村山市、渡部市長より申入れについて経緯を含め説明いただき、全ての周辺自治会の御了承をいただいたことから、清瀬市、瀧谷市長及び西東京市、池澤市長の承諾の下、5月13日に申入れについて受諾回答をしたところでございます。なお、協議の場の設定については、協議項目等について整理する必要があることから、準備に一定の期間を要することを伝えておりました。このことから、これまでのところ、東村山市からの申入れに基づき、東村山市を含めた協議の場の設定にあたり協議項目等の整理をする必要があることから、当組合及び関係市において柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会及び同幹事会を設置し、協議方針等の調整をしてきたところでございます。協議スケジュールにつきましては、柳泉園組合・東村山市加入協議会の設置以降となります、設置にあたり必要となる柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱を令和7年9月中旬頃に制定できるよう、準備を進めているところでございます。

次に、広域化に伴う収集台数の変化につきましては、先般の柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会協議結果報告書において、搬入車両台数は令和5年度までの過去5年実績から、東村山市の台数を加算しても平成3年度のピーク時を下回り、平成3年度当時と比較いたしますと、柳泉園クリーンポートのプラットホームは広く、敷地内の道路の活用により敷地外へ搬入車両が並ぶことがないよう対応できることから、搬入車両の増加があっても周辺道路への影響はないものと、可能性として判断したところでございます。柳泉園組合の搬入口に面しております新所沢街道につきましては、近年の道路整備により、

近隣の幹線道路につきましても同様ではございますが、平成3年当時と比較すると交通量の変化が見込まれております。柳泉園組合・東村山市加入協議会におきまして、東村山市へ回答を差し上げた協議項目について、記載されておりますとおり、周辺環境への影響を調査するため、一定期間、東村山市の燃やせるごみを当組合へ搬入及び焼却処理を行う実証実験の実施を予定しております。このことにより、広域化に伴う収集台数の変化による新所沢街道への影響等について確認ができるものと考えております。

次に、財政フレームの作成でございます。東村山市との広域化に関する協議を進めるにあたり準備を進めているところでございますので、現段階におきましては財政フレーム等の作成はしていないところでございます。柳泉園組合における財政フレームにつきましては、加入協議が始まりましたら、協議会等において4市での施設運営整備費等について当然検討されるものであると想定はしているところでございます。

次に、東村山市の所信表明に関連してでございます。当組合といたしましては、7月議会において助役より、燃やせるごみ以外についての東村山市の発言内容について、正式に承っておりませんと答弁しているところでございます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。一般質問の通告のタイミングと、定例会に向けた情報提供のタイミングの問題で、御説明いただいたことを繰り返し御答弁いただけたり、少しあり合っていない質問になっている部分があったかなと思いますので、その点は御容赦いただければなと思います。

順次再質問をしていきたいと思います。

協議スケジュールについて伺いました。要綱を9月中旬に制定できるようにということでお示しがございました。この点は注視をしてまいりたいと思います。再質問したいことは、協議経過などについての情報提供、情報公開の観点でございます。先ほどの大林議員との質疑にも重複する部分あると思いますが、御容赦いただきたいと思います。協議でございますので、協議の場ごとに子細にその結果を公表するような御対応というのは難しさがあるだろうということは分かるところですが、一方で、協議のロードマップと呼べるスケジュール、それに伴ってどのような協議項目をどのような順番で協議していくのか、あるいは協議の次第のようなもの、こういうものは事前に、ないしは事後に御公表いただきたいと思います。また、いきなり結論を公表するのではなくて、協議ごとの主要な点を都度お示しいただくとともに、中間のまとめを公表するなど、工夫をしていただいて、周辺自治会、組合議会、これらはもとよりでございますけれども、近隣に住む住民を含む

一般への情報公開、これは、りゅうせんえんニュースですとか、ホームページですとかといふことも含めてですが、協議の進捗状況等、こういうものの情報提供を図っていただきたい。これらは当然、何をどう公表するかというのは協議によるものと思いますが、柳泉園組合としては、協議の途中で適切な頻度で情報公開、情報提供をしていただくということを求めていっていただきたいと思いますが、その考え方を伺いたいと思います。

2点目でございます。収集車の台数予測に關係して再質問をさせていただきます。実証実験を行う予定であるとの御説明がございまして、部分的には安心をいたしました。しかし、さらなる対応を求めて再質問をしたいと思います。1つは、いわゆる新所沢街道は、現在、多摩北部医療センターの南側を通りまして、都道226号線まで整備をされていて、丁字路のようになっております。しかし、ここからさらに北西方向、府中街道を経て所沢駅方面までつながる道路整備の事業化がされているところでございます。さらに、事業化はされておりませんが、その先には東村山3・4・35号線が優先整備路線となっておりまして、西武新宿線を越えて国道463号線とつながる計画となっております。これらがいつ供用開始されるのか、これは全く分かりませんけれども、これらの道路整備が実現すれば、現在の状況よりも交通量が増えることが予想されます。東村山市の多くの地域は柳泉園組合敷地から見ますと西側にございますから、収集車の多くは新所沢街道を右折で入場してくる、そういう形になるのかと思いますが、万が一とはいえ、柳泉園組合敷地に入るために道路中央で収集車が右折待ちで連なる状況というのは、これは望ましくない、課題があると思います。東久留米市南沢にございますイオンモール東久留米が開店する前に、大規模小売店舗立地法からの要請ではあるのですけれども、現況の交通量調査、開店した場合、どちらの方向からどれだけの車両がアクセスするかなどを詳細に検討して、道路などの必要な施設設備を行った上で、現在でも左折イン、左折アウトが徹底されていると思います。もちろん、施設の性格も施設の規模も全く異なりますけれども、これらの手法も参考にして、将来にわたって交通量などについて様々な手法を駆使して推計を行って、どのような対応が必要となるか、この際検討していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目の財政フレームに関しては、確認の意味で1点だけ伺いたいと思います。伺っておりますのは、現在の関係市による新清掃施設を更新した場合の財政フレームと、いろいろな条件を仮定した形とはなると思いますが、東村山市が柳泉園組合に加入した場合の財政フレームをそれぞれつくっていただいて、どのように比較をするかというのは工夫の余地があると思いますけれども、それぞれ比較できる財政フレームを御調整いただきたいと

いう質問でございます。これから協議でございますから、加入になるか、ならないかといふのはその結果によるものだろうと思います。一方で、財政フレームをつくっていくということは、これは当然のこととして、それらの比較ができる財政フレームをつくられる考え方があるかどうか、その点で質問をしているつもりでございますので、その点は確認をさせていただきたいなと思います。

4点目でございます。御答弁は変わらないと。前回の定例会と同じ御答弁だということの確認をさせていただきました。平成26年6月竣工の東村山市秋水園リサイクルセンターは、びん、缶、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみなどの処理や受入れを行っております。燃やせるごみの広域化を前提に協議検討報告書が作成されていて、収集車の増加など、燃やせるごみ以外については可能性検討が実施されているとは言えず、周辺自治会協議会でも説明はしていないものと思います。先ほどの行政報告で御報告がございましたけれども、5月31日の未明に柳泉園組合の敷地内で火災が発生しております。人的被害はなく、数時間のうちに鎮火したということでございますけれども、爆発を伴う激しい延焼があったとも聞いております。偶然なのですけれども、翌6月1日、久留米西団地に住む住民の方たちと集まる機会がございまして、お聞きしましたところ、夜中に爆発音を聞いた。消防車のサイレンで目が覚めたという話を複数の方から聞きました。その段階で私は火災についての一報を聞いておりませんでしたので、何でしょうねと応じる形になっておりました。かつて組合施設は、確かに迷惑施設と呼ぶべき状況がございました。しかし、施設更新等、柳泉園組合の努力によって、その性質は大きく軽減されてきております。反面、一般廃棄物の処理という施設の性格上、柳泉園組合職員の皆さんの努力にもかかわらず、100%の管理、コントロールというのは難しくて、誠に遺憾ながら時々火災が起る施設ということで、迷惑施設としての側面は完全に払拭されているとは言えないと思います。周辺住民の皆さんからすると、形は様々ですけれども、ストレスを感じながらの生活となっているということは、これは軽視できない問題かなと思います。東村山市長の所信表明においても言及があるとおりであります、燃やせるごみ以外について組合施設で仮に受け入れるとしても、現在のスケジュールでは、早くてもおおむね12年後と、そういう予定ではございますけれども、新しい清掃施設の整備によって受け入れる可能性が出てくる、そういうお話だと思います。現時点において柳泉園組合からの情報提供が適切なものだとすると、東村山市長による東村山市議会での所信表明であり、燃やせるごみ以外についても柳泉園組合施設で受け入れていただきたいとの意向が示される一方で、正式に

は柳泉園組合に対してその趣旨の申入れなどは行われていないということだろうと思いま
す。この上でお聞きしたいのですけれども、東村山市の燃やせるごみ以外の広域処理につ
いては一旦留保していただくようお願いして、課題となっている燃やせるごみの協議を優
先するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（米持譲） それでは、4点の再質問について答弁させていただきます。

まず、協議スケジュールにつきまして、情報報告等の考え方についての質問でございま
す。加入協議会における判断とはなりますが、議会への状況報告の基本的な考え方につき
ましては、組合議員の皆様へは適宜報告をさせていただきます。

次に、広域化に伴う収集台数の変化につきまして、将来における道路状況等を見据えた
新清掃施設整備事業の検証の必要についての御質問でございます。今回の実証実験につき
ましては、既存施設への受入れに伴う周辺及び柳泉園クリーンポートへの影響を確認する
ものでございます。新清掃施設整備事業におきましては、基本計画策定時に環境影響評価
が実施されますことから、現時点での未確定でもある道路将来見込みを検証するよりも、
より将来の道路状況等の判断ができるものと考えております。

次に、財政フレームの作成につきまして、3市及び4市での費用の比較を行うことにつ
いての御質問でございます。先ほども答弁させていただきましたが、柳泉園組合・東村山
市加入協議会において検討されるものであると想定はしているところでございます。

次に、東村山市の所信表明に関連して、燃やせるごみ以外の意向についての受け止め、
見解の御質問でございます。現段階におきましては、当組合として東村山市から正式に申
し入れいただいている内容といたしましては、柳泉園クリーンポートにおける燃やせるご
みについて、加入協議の場の設定と、新清掃施設の基本計画の検討に加わりたいという2
点であると理解しております。

○3番（村山順次郎） もう終わりたいと思いますけれども、協議中の情報提供、情報公
開については、先ほどの大林議員に対する御答弁と同じで、適宜ということかと思います。
大林議員は都度という理解をされるということでございましたので、私も同様にしたいと
思いますですが、私から要望しておきたいことは、組合議会を通した関係市の市議会に対する
情報提供、これはこれで適切に一定の頻度で行っていただきたいということとともに、手
法としてはりゅうせんえんニュース、本組合ホームページ等ということにはなろうかと思
いますけれども、周辺自治会外の、それからさらに少し広い地域に住んでいる周辺の住民
の皆さんという方もいらっしゃるので、広く一般市民に向けての情報提供、情報公開、こ

このところについてもしっかりと手だてを取っていただきたいという趣旨の質問でしたので、この点はお願ひをしたいと思います。

収集車の台数の予測の関係では、新しい清掃施設で、いずれにせよ環境アセスメント等の手続が行われるので、その中で評価はされていくものという御答弁だったかなと思います。これはこれで必要な手続だと思いますけれども、協議の中でもより詳細な収集台数の推移と、将来的な道路整備の状況、こういうものを踏まえた影響、ここの検討協議は行っていただきたいということで求めておきたいと思います。

比較できる財政フレームに関しては、2回お聞きしましたけれども、私の趣旨に対する御答弁としては確認できるところではなかったのですが、逆に言うと、否定する御答弁でもなかったかなとも思いますので、私の質問の意図は伝わっていると思いますので、ぜひ協議の中で生かしていただければと思います。

東村山市長の所信表明に関してお聞きいたしました。先ほどの大林議員に対する御答弁と同様の部分、また、踏み込んでいただいた部分はあるかと思いますが、質問で述べました状況、私の考えもぜひ協議の中で取り扱っていただきたいということは意見として述べておきます。

○議長（当麻一哉） 以上をもって村山順次郎議員の一般質問を終了します。

それでは、保谷なおみ議員の一般質問を行います。

○5番（保谷なおみ） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

ごみの分別・収集区分の見直しについて伺います。リサイクルに適さない汚れた容器包装プラスチックというものがあるわけで、それは近隣の多くの自治体で既に可燃ごみとなっておりますが、柳泉園組合の3自治体では不燃ごみとされております。そのため、食品の残り、食品残渣が不燃ごみに混入しております。その不燃ごみを柳泉園組合に持ち込んで、それを職員の皆さんのが手で選別しているという実態がございます。7月3日、研修会がございました。その際に不燃・粗大ごみ処理施設を見学させていただきました。その日は不燃ごみのラインは止まっておりまして、実際には処理の業務は行われていなかつたにもかかわらず、昨今の猛暑のためか、かなり臭いが強く、労働環境としてはいかなるものかと思ったところでございます。新清掃施設整備基本構想の中で、ごみの分別・収集区分の見直しは今後の施設更新に併せて見直しということになっておりますけれども、もっと早い時期に見直しをすべきだと考えております。見解をお聞きいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、ごみの分別・収集区分の見直しについて答弁させていただきます。

まず、不燃ごみ中の汚れた容器包装プラスチックによる食品残渣等が混入することについての質問でございます。ごみの分別・収集区分の見直しにつきましては、原則は関係市によって取り決められるものと考えております。また、施設更新時による処理方法等を変更する際には、当組合及び関係市において協議を経て分別・収集区分を取り決めるものと考えております。収集区分等の変更は関係市において市民の皆様への周知が必要となり、少なからず混乱が生じる場合も想定されますことから、これまで、法令等の改正や、それらを踏まえました施設更新などの際に分別・収集区分の変更を行ってまいりました。今後、関係市と共に施設更新を検討する中で、不燃ごみとして搬入されているリサイクルに適さない汚れたプラスチック類等について、分別・収集区分の見直しの検討を行うこととなります。

次に、老朽化した不燃・粗大ごみ処理施設の労働環境についての御質問でございます。同施設は昭和50年に竣工した、50年以上稼動している施設でございます。特に夏季期間につきましては、施設竣工時と比較して著しく高温多湿となっており、一部食品残渣が不燃ごみに混入している状況から、臭いもある状況となってございます。このため、ソフト面では、令和7年6月1日の労働安全衛生規則の改正を受けまして、高温環境下での長時間作業を避けるため、気温に応じて小まめな休憩を設定し、ハード面では、スポットクーラーの設置や、休憩室に空調設備を導入するなど、改善を図ってまいりました。今後もさらなる労働環境の改善に向け、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○5番（保谷なおみ） 御答弁いただきましてありがとうございました。

それで、分別・収集区分の変更については、施設更新の際にこれまでしてきたということについては理解いたしました。しかし、新施設の稼動は基本構想の中で述べていらっしゃいまして、これは令和19年となっております。10年以上も先の話でございます。私は、これは前倒しして分別・収集区分の変更をすべきと今、申し上げておるわけでございまして、そうしていただきたいと思います。そう考える理由を今から3点述べさせていただきます。

1点目といたしましては、冒頭に申し上げましたように、汚いプラスチック類を可燃ごみとする自治体が増えているからであります。2008年から東京23区ではプラスチック類を可燃ごみとして回収しております。あわせて、プラスチック類を燃やすことでサー

マルリサイクルを行っていると積極的に区民の皆様にメッセージを出しているということです。それから、2022年にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律という法律が施行されまして、容器包装リサイクルのプラスチック類に加えまして、様々なプラスチック製品も回収・リサイクルするところが増えております。一例で申し上げますと、台東区では令和6年からプラスチックの日というのを設定いたしまして、安全できれいなプラスチック100%の素材を回収しております。これは、従来のいわゆるプラマークのついたものだけではなくて、例えばハンガーとか、バケツとか、洗面器、それから、歯ブラシなども対象としているということあります。全体として、きれいなプラスチック類についてはマテリアルリサイクル、そして、マテリアルリサイクルに適さない汚れたプラスチック類については燃やしてサーマルリサイクルといった流れが世の中としてできているということが1点目としてあります。

2点目といたしましては、市民の皆様のニーズがそうだからであります。市民の皆様は、汚れた容器包装リサイクルの容器は可燃ごみの中に捨てたいと思っている方がかなりの数いらっしゃるということです。特に、プラスチック類を燃やすごみとして処理している自治体からお引っ越しをされてくると、プラスチックごみを燃やさない、不燃ごみとしている西東京市というか、柳泉園組合ルールに大変混乱されます。当然ですよね、それは今までと違ったやり方になるわけですから。しかも、可燃ごみなら、西東京市ですけれども、週2回回収しております。しかし、不燃ごみは2週間に1回でありますから、市民の皆様のニーズとして、汚れた容器包装プラスチックは可燃ごみで回収していただきたいというニーズがございます。

3点目は、冒頭でも申し上げましたけれども、柳泉園組合の中におきます不燃物処理施設における労働環境を劣悪なものにしている理由の大きな1つが、汚れたプラスチック類を不燃ごみに分別していることは明らかであります。不燃物として分別していることが理由となっていることは明らかであります。柳泉園組合におきましても、実際は汚れた容器包装プラスチックは焼却されております。しかしながら、汚れた容器包装プラスチックが入っている袋の中から、本来的な意味での不燃物、危険物、非鉄類、それから、大きな鉄等ということですけれども、これを人間の手で取り除くという作業を実際にしているわけです。こういったことから、劣悪な労働環境、これを解消するためにも、汚れた容器包装プラスチックは可燃ごみとするよう、分別・収集区分の変更を求めたいと思います。改めて見解をお聞きいたします。

○総務課長（米持譲） それでは、再質問に対しまして答弁させていただきます。ごみの分別・収集区分を早い時期に見直しすべきとの受け止め、見解でございます。現状、汚れた容器包装プラスチックは不燃ごみとして分別後、議員のおっしゃるとおり、マテリアルリサイクルできないことから、サーマルリサイクルとして柳泉園クリーンポートで焼却処理をしているところでございます。ごみの分別・収集区分の見直しにつきましては、先ほども申し上げさせていただきましたとおり、原則は関係市によって取り決められるものでございますので、当組合だけでは見直しはできないところでございます。令和8年度には、当組合を含めました関係市において一般廃棄物処理基本計画を策定することとなってございます。この一般廃棄物処理基本計画を策定するところで、関係市とごみの分別・収集区分の見直しにつきましては協議させていただければと考えております。

○5番（保谷なおみ） 御答弁ありがとうございました。一般廃棄物処理基本計画は、各自治体におきます計画のほうで令和8年に策定するということですので、その中で見直しを図っていくものだということは理解いたしました。私はこの後、西東京市議会で行われます一般質問でこの同じ案件を取り上げまして、今度は池澤市長に対して同じ質問をさせていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、昨今のプラスチック類のリサイクルに関する流れの中で、そして、市民のニーズ、そして、柳泉園組合における労働環境の劣悪なこと、この3点から、一刻も早く分別・収集区分の変更を求めますということの意見を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（当麻一哉） 以上をもって保谷なおみ議員の一般質問を終了します。

○議長（当麻一哉） 「日程第7、議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じましたので、現予算の総額29億5,105万6,000円に対し、歳入歳出それぞれ294万9,000円を追加し、予算の総額を29億5,400万5,000円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろし

くお願ひ申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、294万9,000円を増額し、29億5,400万5,000円とするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。事項別明細書、2の歳入でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金運用収入は294万9,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、説明欄記載の基金運用利子は、基金運用に伴う定期預金の当初予算予定利率0.13%から0.4%まで上昇したことによるものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。事項別明細書、3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目2総務管理費、節24積立金は、説明欄記載の基金運用利子積立金294万9,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、歳入の基金運用利子と同様でございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目3不燃ごみ等管理費、節10需用費は351万7,000円の増額でございます。増額の理由については、修繕料（一般）351万7,000円は、不燃・粗大ごみ処理施設集積場消火栓について、消防用配水管が経年劣化等により、消火栓ポンプの吐出圧力が低下していることから、不燃・粗大ごみ処理施設消防用配水管交換補修を実施するため増額となったことによるものでございます。

目5し尿管理費、節12委託料は、増減はございませんが、説明欄記載の水質・臭気分析委託が近年の急激な物価高、人件費の高騰等により入札不調となってしまったことから、半年間の委託料として125万円の増額となりましたが、し尿処理施設運転業務委託が3年間の長期継続契約として入札を実施したことで、契約差金分から同額を減額させたことによるものでございます。

次に、款5予備費の351万7,000円の減額につきましては、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目3不燃ごみ等管理費に充用するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願ひいたします。

○3番（村山順次郎） 歳出の事業について2点ほどお聞きしたいと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設の消火栓配水管の交換ということの御説明がありまして、吐出圧力が低下したということの御説明だったかと思うのですが、柳泉園組合における施設が様々ある中で、予防保全型で、故障等をする前に修繕等をしなければいけないもの、あるいはそうでもないものとあると思うのです。消火栓の圧力が低下ということで、御説明で少し肝がひゅっとなる感じがしたのですけれども、本来なら、あらかじめ一定のスパンで事業者、専門家の方などのアドバイスも受けながら、予防保全型で対応すべきものだったのかなという説明を聞いた上での印象を持ちますが、そのような計画、考えがあったにもかかわらずこういう低下が起こったということなのか、その辺の御対応のところについて御説明いただければなと思います。

し尿管理費の関係でも、理解がし切れなかったので、もう少し教えていただきたいのですけれども、水質・臭気分析委託で入札不調があったと。それをやらなければならぬわけで、そのための必要な予算が不足をしているというところまでは分かったのですけれども、どのタイミングで入札不調が起こって、今措置されようとしている経費というのはどこからどこまでの半年間の委託の経費に当たるのかなど、そこら辺の経過を教えていただければと思います。

○資源推進課長（近藤修一） それでは、まず、不燃・粗大ごみ処理施設消防用配水管交換補修の予防保全ということについてでございます。消防設備につきましては、消防法施行規則第31条の6の規定によりまして、年2回、消防設備点検を行っております。その結果、消火栓の吐出圧力等を含めて、これまで問題がない状況でございました。なお、補正予算に計上した配水管につきましては、地下に埋設されているため、配水管の状況確認は大変困難なものとなっております。今回、消防訓練を3月に実施したのですが、この際、放水したところ、吐出圧力が弱くなってしまっておりまして、消防設備業者に調査を依頼して判明したものでございます。こちらは、今後も可能な限り適切な設備維持に努めてまいります。

続きまして、水質・臭気分析委託の関係なのですが、こちらは毎月東久留米市への報告書を、分析して作成するものなのですが、3月に入札を行ったところ、こちらは1年分で入札をしたのですが、不調になりました。取り急ぎ最初の6か月、4月から9月までの分

を再入札いたしました、その結果、残りの10月から3月までの分で不足が生じたということです。

○3番（村山順次郎） 分かりました。

大変恐縮ですけれども、柳泉園組合の事務執行においては、安全・安心というところは重要なテーマかと思います。今回、火災等が起きて、消火栓が使えなかったとか、そういうことが起こったわけではないということは前提としつつも、予防保全で対応すべきというところを精査していただいて、不具合が起こる前に対応していただくということ、これは日々刻々と、毎日毎日の業務でされているところだとは思うのですけれども、改めてお願いをしたいというところでございます。

水質・臭気分析委託のところも、他の事業のように、工事請負契約状況等の資料があればもう少しばっかり分かるかなと思ったのですけれども、多分、金額がそれ以下なのだろうなという推測をいたします。関係市においてもそうだと思うのですけれども、入札不調、人材不足ですか、あるいは予定価格の積算というのもも、以前と比べれば難しさが増していく、あまり過大にすれば、これは予算に影響しますし、あまり低く抑えれば応札いただけないと、入札不調の要因になるものでもあって、お仕事は難しいとは思うのですが、御対応の方お願いをして、終わりたいと思います。

○6番（大林光昭） それでは、私からも1点だけ確認をさせてください。今、質問がありましたけれども、し尿処理施設の関連の入札不調についてであります。今、同僚議員からもありましたけれども、各自治体においても入札不調というのは大きな課題であります。先ほどの行政報告の中でも、工事請負契約について、これも辞退というところが散見をされると、こういう状況でありますので、これは、今後の人件費も含めた物価の高騰であったり、あるいは先ほどあった人材不足であったり、様々なことを考え合わせると、やはりしっかりと対策を立てていく必要があるものだと理解をしております。そこで、いわゆる工事請負契約をはじめとした委託の関係について、契約の時期をずらしたり、様々なやり方があるのだと思いますけれども、どのような対策を検討されているのか、また、実施をされているのか、お聞かせください。

○総務課長（米持譲） 入札による参加業者の、なるべくお呼びするというところの対策でございますが、現時点では、やはり、当組合の清掃施設はなかなか特殊性の多い事業でございまして、参加される事業者につきましてもある程度限られた業者になっているところでございます。そのため、我々としてはなかなか対策というところまで明確に申し上げ

ることはできないのですけれども、都度、我々の施工できる業者とはしっかりと。そのところはまだ不明瞭な部分がございますので、しっかりと計画を立てて検討していきたいと考えております。

○6番（大林光昭） 検討いただけるという御答弁でありましたので、今日はこの程度にさせていただいて、また別の機会に議論をさせていただければと思います。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） なければ、以上をもって議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の討論を終結いたします。

これより議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第19号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第8、令和7年度柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について事務局より説明いたします。

○総務課長（米持譲） 令和7年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

「令和7年度柳泉園組合行政視察（案）について」を御覧ください。

1の視察目的ですが、当組合の廃棄物処理施設について、柳泉園クリーンポートは稼動から24年、不燃・粗大ごみ処理施設は50年、リサイクルセンターは31年を経過している状況でございます。そのため、施設の老朽化を踏まえ、令和7年度より次期清掃施設の検討として、新清掃施設整備基本構想を策定したところでございます。今後の施設更新

等を見据え、様々な視野から検討を進めていくために、先進施設を視察し、当組合の施設運営の在り方等の参考とするため、今年度は高効率ごみ発電施設及びマテリアルリサイクル推進施設を視察するものでございます。

2の視察先はさいたま市見沼環境センターでございます。施設につきましては、令和7年4月に運用を開始し、日量420トンのストーカ方式による高効率発電による最大出力1万640キロワットの発電施設とマテリアルリサイクル推進施設を備える先進施設でございます。

3の実施日及び行程ですが、実施日は令和7年11月4日（火曜日）でございます。行程は、貸切りバスにより12時半に当組合を出発し、午後2時から1時間半程度視察し、午後5時に帰庁予定でございます。

裏面になりますが、4の参加人数は、記載のとおり23名を予定しております。

次ページ以降には参考資料として視察先のパンフレットを添付してございますので、御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日程が近づきましたら発送させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で説明が終わりました。

これより令和7年度柳泉園組合行政視察（案）についてに対する質疑をお受けいたします。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和7年度柳泉園組合行政視察（案）につきましては、ただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 異議なしと認めます。それでは、ただいま事務局より報告されたとおり、令和7年度柳泉園組合行政視察は、日程を令和7年11月4日（火曜日）とし、視察先は埼玉県さいたま市見沼区の見沼環境センターとすることに決しました。御参加のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 当 麻 一 哉

議 員 松 本 潤

議 員 関 根 光 浩